

企業会計基準公開草案第 63 号「時価の算定に関する会計基準(案)」等に対する意見

質問 1 (開発にあたっての基本的な方針に関する質問)

本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

国際的な比較可能性を向上させる観点から、IFRS 第 13 号の定めを基本的に全て取り入れるが、これまで我が国で行われてきた実務に配慮し、個別項目に対するその他の取扱いを定めるという基本的な方針に同意する。

一方で、IFRS 第 13 号にはない取扱いを定めることによって、同一の商品で日本基準の時価のレベルと IFRS の公正価値レベルが異なる結果となる可能性がないようにしていただきたい。

質問 2 (適用範囲に関する質問)

本公開草案の適用範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

質問 3 (時価の定義に関する質問)

(質問 3-1) 時価の定義に関する質問

本公開草案では、IFRS 第 13 号を基礎として、時価の定義を算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格とすることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

(質問 3-2) 期末前 1 か月の平均価額に関する定めの特例に関する質問

本公開草案では、その他有価証券の時価として期末前 1 か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる定めを削除することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

質問 4 (時価の算定単位に関する質問)

本公開草案では、時価の算定単位を、それぞれの対象となる資産又は負債に適用される会計処理又は開示によるとしてありますが、一定の要件を満たす場合は、金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定することができることを提案しています。この提案に同意します

か。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

質問 5（時価の算定方法に関する質問）

本公開草案における、時価の算定方法に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

質問 6（その他の取扱い）

本公開草案における、その他の取扱いの提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。また、その他に我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目として考えられるものがあれば、ご記載ください。

いわゆるプレーン・バニラ・スワップ及び為替予約について、第三者から入手した相場価格を時価とみなすことができる取扱いを、金融機関以外に限定する提案に同意しない。

金融機関であっても、これらのデリバティブ取引について必ずしも取引量が多くなく、時価の算定を自社で行っていない場合もあり、業態によって取扱いを変える理由に乏しいと考える。

また、金融機関以外に限定することによって、かえって IFRS 第 13 号と差異がある基準であるという印象を強めるおそれもあると考える。

質問 7（市場価格のない株式等の取扱い）

本公開草案における、市場価格のない株式等の取扱いの提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

質問 8（開示に関する質問）

（質問 8-1）開示項目に関する質問

本公開草案では、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項として上記の(1)から(7)の開示項目の注記を求めることを提案しています。一方で、上記の(8)及び(9)の注記は求めないことを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

（質問 8-2）期首残高から期末残高への調整表に関する質問

期首残高から期末残高への調整表において、上記の(1)から(4)の増減理由に区別して記載すること、また、上記の(2)については購入、売却、発行及び決済の額の純額で記載することも認める提案をしています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

い。

同意する。

質問 9（適用時期及び経過措置に関する質問）

（質問 9-1）適用時期に関する質問

本公開草案の適用時期及び早期適用に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意しない。

本会計基準の適用にあたっては、内容の理解、レベル 1 から 3 の分類の決定、監査法人との協議、社内の態勢整備等に相当の時間を要するうえ、レベル 3 の期首残高から期末残高への調整表の作成等のためにシステム開発が必要な会社も多く、基準公表から 1 年に満たない準備期間では短すぎる。

2020 年 4 月 1 日以後開始する年度の期首からの適用を提案する一方、相応の準備期間が必要との意見も聞かれたことから年度末から適用することもできるとされているが、このような適用時期の定め方は他に例がなく、適切でない。

適用時期は、「2021 年 4 月 1 日以後開始する年度の期首から」又はそれより遅くすることを検討していただきたい。

（質問 9-2）経過措置に関する質問

本公開草案では、①から⑧の経過措置を提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

投資信託の時価の算定に関して、基準公表後 1 年をかけて検討を行う間の便宜的な時価のレベルの分類の提案(④)に同意しない。

提案によると、市場価格がなく、算定日において基準価格で無条件に解約可能でない投資信託はレベル 3 の時価に分類されることになるが、このような定めにより、IFRS 第 13 号を適用した場合と異なる結果となる可能性があり、国際的な会計基準との整合性を図るという取組みの趣旨に反する。

投資信託に関する便宜的な分類は削除し、会社の判断に任せることとしていただきたい。

質問 10（設例に関する質問）

本公開草案における IFRS 第 13 号の設例を基礎とした設例の提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

また、その他に我が国に特有な取引等について、設例として追加することが、より整合性のある適用につながると考えられるものがありましたら、ご記載ください。

同意する。

質問 11（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

時価算定適用指針案第 42 項において、第三者から入手した相場価格を利用する場合の確認
手続が例示されているが、実務負担が大きく、第三者から入手した相場価格を利用する商品を多
数保有している場合、現実的に実行することは難しいと考えられる。

IFRS 第 13 号に同様の記載がない第 42 項の例示は削除していただきたい。

以 上